

袖ヶ浦市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年10月22日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和2年度決算審査の結果（令和3年9月2日付け）に対する措置

令和3年10月13日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>調定事務及び収納事務の適正化に関するもの（環境管理課）</u></p> <p>墓地管理料について、令和2年度収入未済額と令和3年6月1日の調定金額が一致していない事例が認められた。</p> <p>市財務規則第45条第1項及び第3項の規定により現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖までに収入済みとならなかったものがあるときは、6月1日に調定の処理に準じて整理しなければならないと定められている。</p> <p>今後は、法令等を遵守し、事務処理の改善を図り適正な債権管理を行うこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 墓地管理料について、調定更正伝票を起票し令和2年度収入未済額と令和3年6月1日の調定金額を一致させた後に、適正な調定金額への調定更正伝票を起票した。</li> <li>2 今後発生した墓地管理料の返還手続きについて、事務処理に係るチェックシートを活用し、複数人で確認することを徹底する。</li> <li>3 出納閉鎖前には財務システムで担当者及び決裁者それぞれが確認することを徹底する。</li> </ol>
<p><u>調定事務及び収納事務の適正化に関するもの（廃棄物対策課）</u></p> <p>国庫支出金の災害等廃棄物処理事業費補助金について、令和元年度収入未済額と令和2年4月1日の調定金額が一致していない事例が認められた。</p> <p>さらに、同補助金の令和2年4月1日の調定金額及び令和3年3月31日の調定更正金額について、災害等廃棄物処理事業費補助金交付決定通知書及び同補助金交付確定通知書の内容と齟齬が生じている事例が認められた。</p> <p>市財務規則第29条の規定では、国庫支出金の調定金額は交付決定通知書の金額と定められており、同規則第31条の規定では、調定をした後に、法令等の規定の適用等により調定変更の必要がある場合は、調定更正書により変更の手続きをしなければならないとなっていることから、補助金変更交付決定通知等の事由のない国庫支出金の調定金額を変更することは適正ではない。</p> <p>今後は、法令等を遵守し、チェック体制の強化を図り適正な事務を行うこと。</p>	<p>国庫支出金の災害等廃棄物処理事業費補助金の調定金額が一致していない事例及び調定金額等と同補助金交付決定通知書等の内容と齟齬が生じている事例に対する措置として、今後法令等を遵守しチェック体制の強化を図ることから、補助事業等の執行状況から調定を行う際の証拠書類等との確認についてチェックシートを活用し、担当者及び上位決裁者の複数人で確認を行います。</p>